

盛岡市監査委員告示第 9 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定により
行った定期監査の結果の報告を次のとおり公表する。

平成 28 年 2 月 15 日

盛岡市監査委員	工 藤 由 春
同	菊 池 秀 一
同	佐 藤 敬 三
同	八木橋 美 紀

第 1 監査の対象及び監査実施年月日

定期監査の対象は，都市整備部及び農業委員会事務局である。うち，次の部課等を実
地監査の対象として監査を実施した。

実 地 監 査 対 象 部 課 等	監 査 実 施 年 月 日
【都市整備部】 公園みどり課，建築指導課 【農業委員会事務局】	平成 28 年 1 月 6 日から同年 1 月 18 日まで

第 2 監査の範囲

平成 26 年度の事務の執行。

第 3 監査の方法

実地監査の対象としない部署においては，平成 27 年度監査実施計画及び監査資料等
に関する要領（48 盛監発第 24 号）に基づき提出された監査資料について，実地監査の
対象とした部署においては，同監査資料と監査実施の指定日に提出された各課等の予算
の執行に係る各種文書，会計帳票，証拠書類，現金の出納保管並びに財産，債権及び基
金の記録管理その他の事務に係る文書について，事務の執行が法令等に基づき，適正か
つ効率的に行われているかに主眼を置き，一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠
し，通常実施すべき監査手続きによりその内容を調査照合するとともに，必要に応じ，
その都度担当職員から説明を聴取して適否の確認を行った。

第4 監査の結果

事務の執行は、関係法令及び条例・規則並びに議会の議決その他の定めるところに基づきおおむね良好と認められたが、各課等の一部の事務処理について、別紙に掲げる事項が見られたので適切に措置されたい。

なお、監査の執行過程において、各課等の担当職員等に対し、その旨指示したところであるが、所管する業務に対する認識を深められ、事務事業の適正かつ効率的な執行が確保されるよう配慮されたい。

別 紙

I 都市整備部

公園みどり課

【指摘事項】

- 1 業務委託の締結に当たり，分割発注により非効率な事務を行っている事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。
- 2 業務委託契約に当たり，無効とすべき見積書を提出した業者を契約の相手方に決定している事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。
- 3 業務委託契約に当たり，業務の第三者委託について市長の事前承認を受けていない事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

- 1 日帰り旅行に当たり，口頭だけの旅行命令を発し，日当を支給していない事例が見られたので，必要な予算措置をした上で，適正な旅行命令を発するよう求める。
- 2 行政財産の使用の許可に当たり，総務部長の合議を得ていない事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。

建築指導課

【指摘事項】

- 1 時間外勤務手当の支給に当たり，週休日の振り替えにより新たに勤務することとなった時間帯の支給割合に誤りがある事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。